

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月26日

【発行者名】 ファイブスター投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 中芝 幸一

【本店の所在の場所】 東京都中央区入船一丁目2番9号
八丁堀MFビル

【事務連絡者氏名】 森 穂寿美

【電話番号】 03-3523-9556

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 M A S A M I T S U日本株戦略ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年8月26日に半期報告書を提出しましたので、平成26年10月7日付けで提出した「MASAMITSU日本株戦略ファンド」有価証券届出書（平成26年12月24日、平成27年4月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済みです。以下、「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、関係情報を新たな情報に更新・訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

原届出書において、以下に記載した内容を更新・訂正します。

（＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。）

第一部 【証券情報】

(3) 【発行（売出）価額の総額】

<訂正前>

当初申込期間：5,000億円を上限とします。継続申込期間：5,000億円を上限とします。

<訂正後>

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

<訂正前>

当初申込期間：1口当たり1円とします。継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額とします。

(中略)

(7) 【申込期間】

<訂正前>

当初申込期間：平成26年10月27日から平成26年11月26日までとします。継続申込期間：平成26年11月27日から平成28年1月25日までとします。

<訂正後>

平成26年11月27日から平成28年1月25日までとします。

(中略)

(9) 【払込期日】

<訂正前>

当初申込期間・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。継続申込期間・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

<訂正後>

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

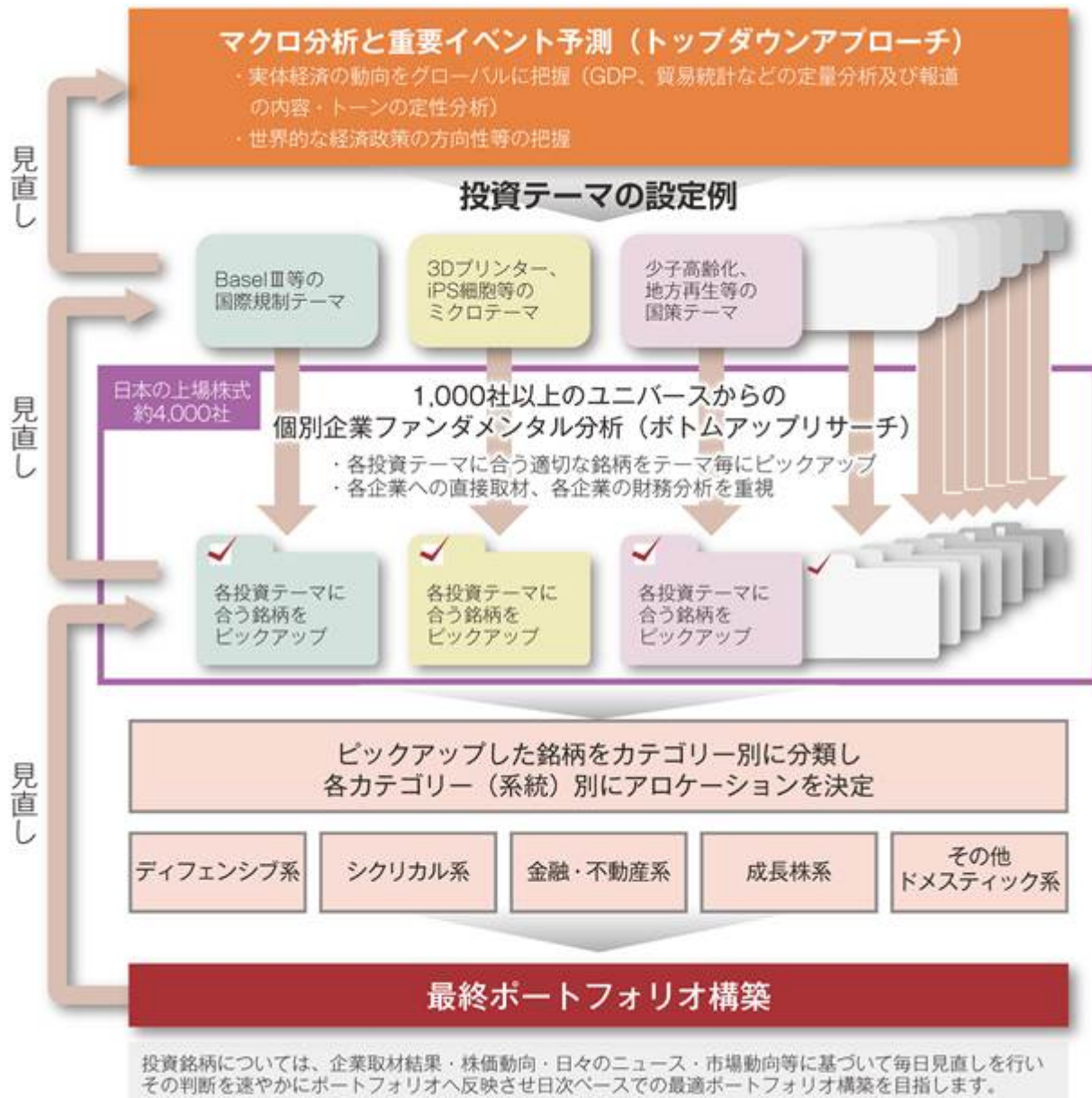
1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

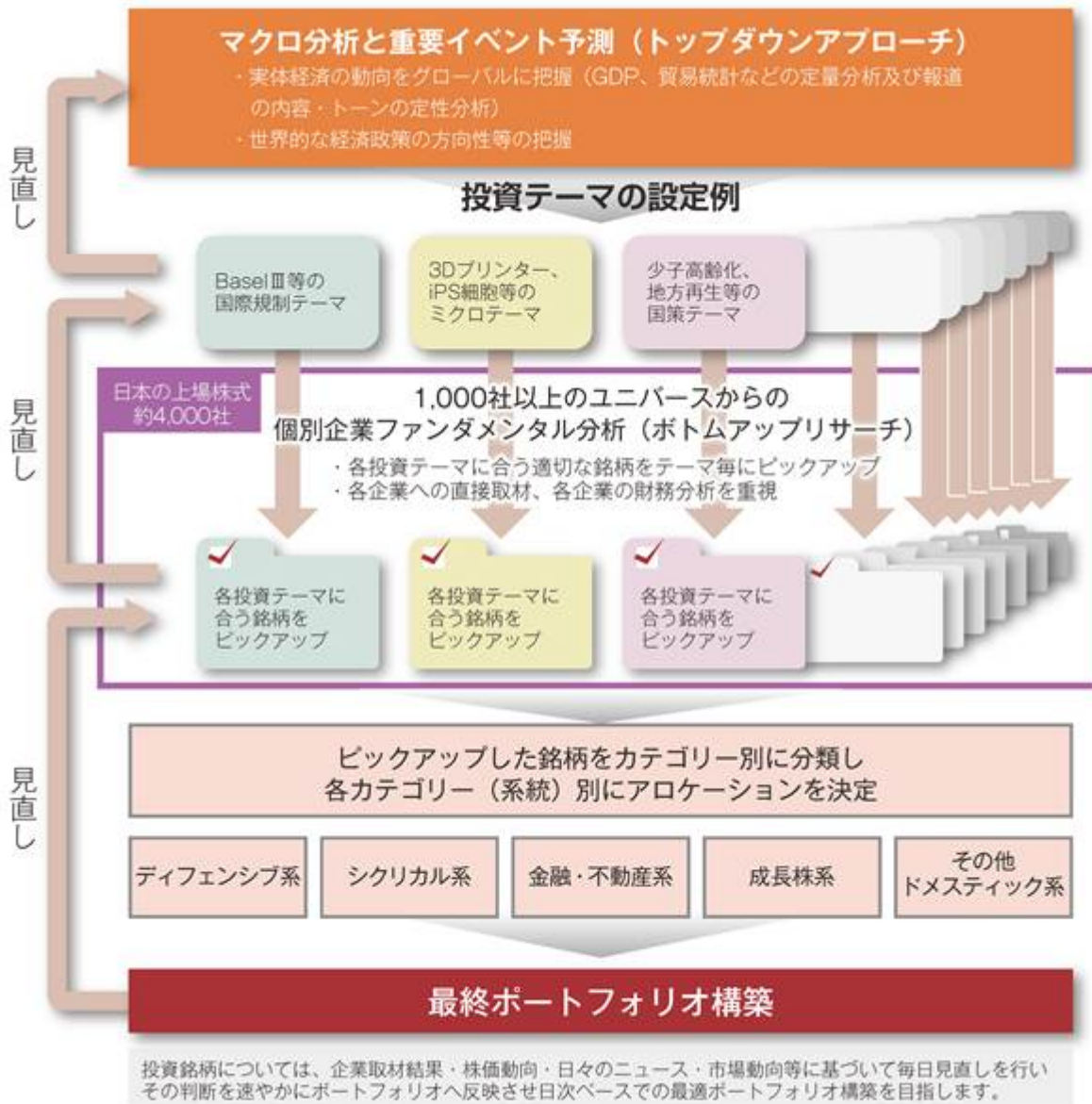
(中略)

<訂正前>



※上記は2014年9月末日現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

<訂正後>



※上記は2015年6月末日現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

（中略）

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社の概況（平成26年8月末現在）

< 訂正後 >

委託会社の概況（平成27年6月末現在）

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

（中略）

< 訂正前 >

上記の運用体制は、平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 訂正後 >

上記の運用体制は、平成27年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3 【投資リスク】

(2) リスク管理体制

(中略)

<訂正前>

上記体制は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

上記体制は平成27年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

以下の内容を追加します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しました。ただし、当ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エルピー)が提供する円換算の指数を表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)	Citigroup Index LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」の情報を更新・訂正します。

<更新後>

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、小額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

・解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

小額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

小額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円¹の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方²で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

1 平成28年1月1日以降、年間120万円となる予定です。

2 平成28年1月1日以降、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」が開始される予定です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度の適用はあります。

株式投資信託（一部のETFを除く）に係る益金不算入制度は、法令改正により、平成27年4月1日をもって廃止され、同日以後に開始する法人の事業年度については適用されません。

*上記は平成27年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が更新される場合があります。

個別元本

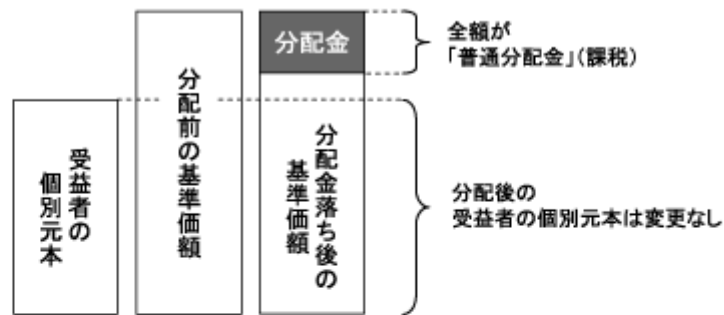
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

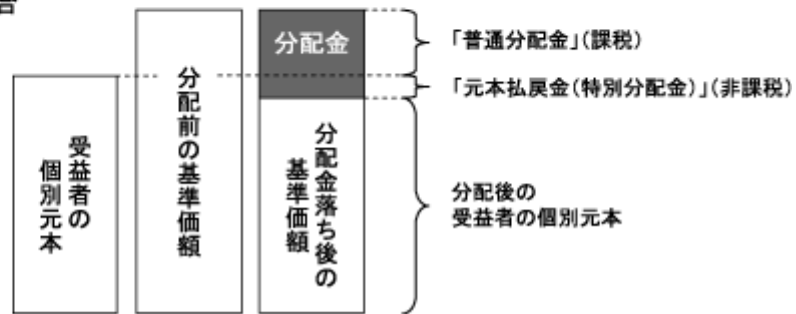
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報を更新・訂正します。

<更新後>

【MASAMITSU日本株戦略ファンド】

以下は、平成27年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	485,020,374	98.98
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）	-	5,018,891	1.02
合計（純資産総額）		490,039,265	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	MASAMITSU日本株戦略マザーファンド	383,931,271	1.0418	399,979,599	1.2633	485,020,374	98.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.98
合計	98.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算（中間期）（平成27年5月26日）	434,350,430	434,350,430	1.1895	1.1895
平成26年11月末日	293,479,187		1.0046	
12月末日	309,317,606		1.0277	
平成27年1月末日	321,684,675		1.0229	
2月末日	350,413,609		1.0707	
3月末日	374,536,835		1.1192	
4月末日	421,483,860		1.1628	
5月末日	433,725,486		1.1960	
6月末日	490,039,265		1.2364	

【分配の推移】

期	期間	1口当たり分配金（円）
当中間期	平成26年11月27日～平成27年5月26日	

【収益率の推移】

期	期間	前期末1口当たり純資産総額(円) (分配落)	当期末1口当たり純資産総額(円) (分配付)	収益率(%)
当中間期	平成26年11月27日～ 平成27年5月26日	1	1.1895	19

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
当中間期	平成26年11月27日～ 平成27年5月26日	411,727,959	46,583,478	365,144,481

（注）第1期中間計算期間の設定口数は、当初設定口数を含みます。

（参考）

MASAMITSU日本株戦略マザーファンド

以下は、平成27年6月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	463,147,050	95.49
投資証券	日本	6,509,700	1.34
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）	-	15,370,210	3.17
合 計（純資産総額）		485,026,960	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額(円)	評価単価 (円)	評価金額(円)	投資比率 (%)
日本	株式	パナソニックグループ	サービス業	11,900	1,107	13,174,286	1,126	13,399,400	2.76
日本	株式	リオン	電気機器	5,700	1,769	10,082,127	1,867	10,641,900	2.19
日本	株式	日本電産	電気機器	1,100	8,553	9,408,433	9,165	10,081,500	2.08
日本	株式	ポケットカード	その他金融業	17,000	531	9,020,762	555	9,435,000	1.95
日本	株式	日本管財	サービス業	3,400	2,705	9,195,878	2,774	9,431,600	1.94
日本	株式	あおぞら銀行	銀行業	20,000	452	9,039,400	462	9,240,000	1.91
日本	株式	ジャックス	その他金融業	15,000	593	8,895,353	589	8,835,000	1.82
日本	株式	ミロク情報サービス	情報・通信業	11,000	602	6,618,095	790	8,690,000	1.79
日本	株式	ニチレイ	食料品	7,000	713	4,989,869	845	5,915,000	1.22
日本	株式	GMOインターネット	情報・通信業	3,500	1,393	4,875,113	1,642	5,747,000	1.18
日本	株式	岡谷鋼機	卸売業	600	8,655	5,192,922	9,450	5,670,000	1.17
日本	株式	ブルボン	食料品	3,000	1,237	3,710,801	1,775	5,325,000	1.10
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	20,000	263	5,255,770	265	5,300,000	1.09
日本	株式	アウトソーシング	サービス業	2,500	1,878	4,695,748	2,095	5,237,500	1.08
日本	株式	インターアクション	精密機器	10,000	535	5,346,885	520	5,200,000	1.07
日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	3,600	1,366	4,919,191	1,444	5,198,400	1.07
日本	株式	鹿島建設	建設業	9,000	554	4,988,034	575	5,175,000	1.07
日本	株式	常和ホールディングス	不動産業	900	4,557	4,100,949	5,670	5,103,000	1.05
日本	株式	パナソニックデバイスSUN K	電気機器	5,700	785	4,474,240	836	4,765,200	0.98
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	900	4,663	4,196,477	5,260	4,734,000	0.98
日本	株式	アコム	その他金融業	10,000	462	4,621,940	470	4,700,000	0.97
日本	株式	アイ・アールジャパンホールディングス	サービス業	4,800	1,013	4,862,215	979	4,699,200	0.97
日本	株式	西松建設	建設業	10,000	452	4,523,352	459	4,590,000	0.95
日本	株式	河合楽器製作所	その他製品	2,000	2,488	4,975,808	2,286	4,572,000	0.94
日本	株式	東映アニメーション	情報・通信業	1,100	3,735	4,107,996	4,120	4,532,000	0.93
日本	株式	アルプス電気	電気機器	1,200	3,789	4,546,433	3,775	4,530,000	0.93
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	800	5,399	4,319,062	5,459	4,367,200	0.90
日本	株式	スターティア	卸売業	2,500	1,586	3,965,315	1,746	4,365,000	0.90
日本	株式	マルハニチロ	水産・農林業	2,200	1,847	4,063,280	1,979	4,353,800	0.90
日本	株式	村田製作所	電気機器	200	21,306	4,261,218	21,360	4,272,000	0.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率（％）
株式	国内	サービス業	14.21
		情報・通信業	9.60
		電気機器	8.37
		食料品	7.56
		建設業	7.18
		不動産業	6.95
		その他金融業	6.89
		銀行業	6.72
		卸売業	5.37
		倉庫・運輸関連業	3.49
		陸運業	2.90
		小売業	2.60
		化学	2.49
		その他製品	2.05
		ガラス・土石製品	1.48
		機械	1.42
		精密機器	1.07
		水産・農林業	0.90
		輸送用機器	0.89
		金属製品	0.79
		非鉄金属	0.75
		証券、商品先物取引業	0.55
		鉄鋼	0.52
パルプ・紙	0.44		
繊維製品	0.21		
電気・ガス業	0.05		
医薬品	0.03		
投資証券			1.34
合計			96.83

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

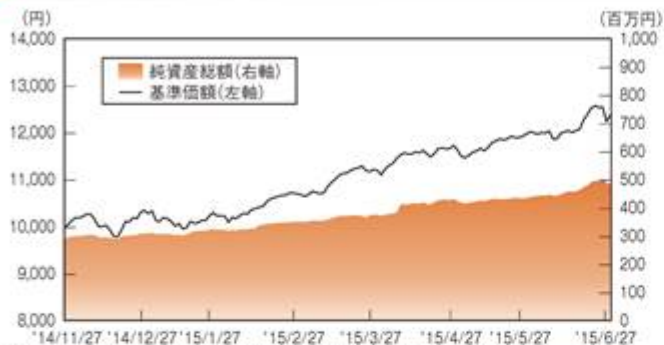
該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

データ基準日:2015年6月末現在

基準価額・純資産の推移



※第1期決算日を避けているため、「税引前分配金再投資基準価額」を表示していません。
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しております。

基準価額および純資産総額

基準価額	12,364円
純資産総額	490百万円

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(平成27年10月25日)	—
設定以来累計	—

※分配金は、1万口当たり税引前の金額です。
 ※分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

◆資産構成比率

組入資産	比率(%)
株式	94.5
投資証券	1.3
現金その他	3.1

※当ファンドの実質組入比率です。

◆市場別構成比率

市場	比率(%)
東証1部	78.0
東証2部	6.3
ジャスダック	7.0
マザーズ	3.2
その他市場	2.0

※マザーファンドの対純資産総額比です。

◆組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	サービス業	14.2
2	情報・通信業	9.6
3	電気機器	8.3
4	食料品	7.5
5	建設業	7.1
6	不動産業	6.9
7	その他金融業	6.8
8	銀行業	6.7
9	卸売業	5.3
10	倉庫・運輸関連業	3.4

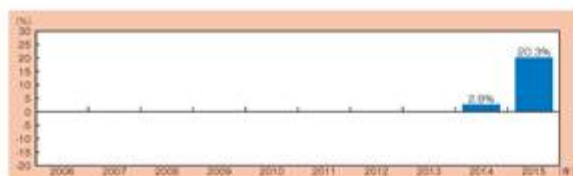
※マザーファンドの対純資産総額比です。

◆組入上位10銘柄(組入全銘柄数:194銘柄)

	銘柄名	市場	業種	比率(%)
1	パナソニック	東証1部	サービス	2.8
2	リオン	東証1部	電気機器	2.2
3	日本電産	東証1部	電気機器	2.1
4	ポケットカード	東証1部	その他金融	2.0
5	日本管財	東証1部	サービス	1.9
6	あおぞら銀行	東証1部	銀行	1.9
7	ジャックス	東証1部	その他金融	1.8
8	ミロク情報サービス	東証1部	情報通信	1.8
9	ニチレイ	東証1部	食料品	1.2
10	GMOインターネット	東証1部	情報通信	1.2

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ※2014年は設定日(2014年11月27日)の設定価額から年末までの騰落率を、
 2015年は年初から6月末までの騰落率を、それぞれ表しています。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他」の情報を更新・訂正します。

<更新後>

3 【資産管理等の概要】

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認められるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2) 委託会社は、前1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 3) 前2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 前2)から前4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2)から前4)までの手続きを行なうことが困難な場合も同様とします。
- 6) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- 8) 受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

- 1) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- 2) 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- 2) 委託会社は、前1)の事項（前1)の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前2)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 前2)から前5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前1)から前6)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前1)から前7)の規定に従います。

公告

公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.fivestar-am.co.jp>

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

運用報告書の作成

- 1) 委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。
- 3) 前2)の規定に係らず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第3 【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」の情報を更新・訂正します。

< 更新後 >

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成26年11月27日から平成27年5月26日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【MASAMITSU日本株戦略ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間末 (平成27年5月26日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,592,760
親投資信託受益証券	433,376,588
流動資産合計	439,969,348
資産合計	439,969,348
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	75,222
未払委託者報酬	3,102,866
その他未払費用	2,440,830
流動負債合計	5,618,918
負債合計	5,618,918
純資産の部	
元本等	
元本	365,144,481
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	69,205,949
元本等合計	434,350,430
純資産合計	434,350,430
負債純資産合計	439,969,348

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 自 平成26年11月27日 至 平成27年5月26日
営業収益	
受取利息	228
有価証券売買等損益	68,876,588
営業収益合計	68,876,816
営業費用	
受託者報酬	75,222
委託者報酬	3,102,866
その他費用	2,440,830
営業費用合計	5,618,918
営業利益又は営業損失（ ）	63,257,898
経常利益又は経常損失（ ）	63,257,898
中間純利益又は中間純損失（ ）	63,257,898
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	5,359,947
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,017,232
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,017,232
剰余金減少額又は欠損金増加額	709,234
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	709,234
分配金	0
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	69,205,949

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第1期中間計算期間末 平成27年5月26日現在
1. 期首元本額	289,964,604円
期中追加設定元本額	121,763,355円
期中一部解約元本額	46,583,478円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	365,144,481口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間 自 平成26年11月27日 至 平成27年5月26日
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期中間計算期間末 平成27年5月26日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上されているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	1. 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 2. デリバティブ取引 該当事項はありません 3. 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第1期中間計算期間末 平成27年5月26日現在
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1,1895円 (11,895円)

（参考）

当ファンドは、「MASAMITSU日本株戦略マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、以下に記載した情報は監査の対象外です。

「MASAMITSU日本株戦略マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

（平成27年 5月26日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	24,536,476
株式	412,606,550
投資証券	10,062,400
ブット・オプション（買）	155,000
未収入金	15,333,682
未収配当金	2,964,650
流動資産合計	465,658,758
資産合計	465,658,758
負債の部	
流動負債	
未払金	32,294,228
流動負債合計	32,294,228
負債合計	32,294,228
純資産の部	
元本等	
元本	357,925,825
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	75,438,705
元本等合計	433,364,530
純資産合計	433,364,530
負債純資産合計	465,658,758

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式ならびに投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成27年5月26日現在
1. 開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	276,000,000円
期中追加設定元本額	92,235,739円
期中一部解約元本額	10,309,914円
開示対象ファンドの計算期間の期末における当該親投資信託の元本額	357,925,825円
元本の内訳	
MASAMITSU日本株戦略ファンド	357,925,825円
2. 開示対象ファンドの計算期間の中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	357,925,825口

は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成27年5月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	1. 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 2. デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 3. 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

平成27年5月26日現在

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数オプション取引 買建 プット	384,000,000 (2,397,680)		155,000	2,242,680
	合計	384,000,000		155,000	2,242,680

（注）1. 時価の算定方法

上場オプションの評価においては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数オプション取引に係る契約額等のうち、括弧内はオプション料であります。
3. 契約額等には手数料相当額を含んではおりません。
4. 評価損益欄には、オプション料と時価との差額を記載しております。
5. 上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報）

区分	平成27年5月26日現在
1口当たりの純資産額	1.2108円
（1万口当たりの純資産額）	（12,108円）

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成27年6月30日現在)

項目	金額または口数
資産総額	498,920,155 円
負債総額	8,880,890 円
純資産総額 (-)	490,039,265 円
発行済口数	396,348,469 口
1単位当たり純資産額 (/)	1.2364 円

(参考)

MASAMITSU日本株戦略マザーファンド

(平成27年6月30日現在)

項目	金額または口数
資産総額	552,847,327 円
負債総額	67,820,367 円
純資産総額 (-)	485,026,960 円
発行済口数	383,931,271 口
1単位当たり純資産額 (/)	1.2633 円

第三部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況 (1) 資本金の額等」の情報を更新・訂正します。

<更新後>

(1) 資本金の額等

平成27年6月末現在の委託会社の資本金の額：	2億1,175万円
発行可能株式総数：	20,000株
発行済株式総数：	5,780株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成22年8月27日に資本金7,000万円に増資 平成22年10月28日に資本金8,000万円に増資 平成23年3月24日に資本金1億円に増資 平成23年10月28日に資本金1億500万円に増資 平成23年12月22日に資本金1億2,500万円に増資 平成24年4月2日に資本金1億3,700万円に増資 平成24年4月26日に資本金1億5,200万円に増資 平成24年9月25日に資本金1億6,450万円に増資 平成24年12月25日に資本金1億7,950万円に増資 平成25年3月22日に資本金1億8,175万円に増資 平成25年4月25日に資本金2億675万円に増資 平成26年8月29日に資本金2億1,175万円に増資

(2) 委託会社等の機構
組織図

(中略)

<訂正前>

(平成26年8月末現在)

<訂正後>

(平成27年6月末現在)

投資運用の意思決定機構

(中略)

<訂正前>

(平成26年8月末現在)

<訂正後>

(平成27年6月末現在)

2 【事業の内容及び営業の概況】

(中略)

<訂正前>

平成26年8月末現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。

(親投資信託を除きます。)

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	2本	2,039,036,680 円
合 計	2本	2,039,036,680 円

<訂正後>

平成27年6月末現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。

(親投資信託を除きます。)

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	4本	3,421,516,926 円
単位型株式投資信託	4本	2,644,494,055 円
合 計	8本	6,066,010,981 円

3 【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を更新します。

<更新後>

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 平成26年 3月31日	当事業年度 平成27年 3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,335	23,930
前払費用	8,098	7,422
未収運用受託報酬	10,702	20,368
未収投資助言報酬	11,132	11,103
未収委託者報酬	261	9,694
未収消費税等	4,742	11,740
立替金	3,883	8,545
その他	1	1
流動資産合計	74,159	92,806
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,949	1 1,675
器具備品	1 1,432	1 852
有形固定資産合計	3,382	2,528
無形固定資産		
ソフトウェア	61	
ソフトウェア仮勘定		2,592
無形固定資産合計	61	2,592
投資その他の資産		
長期前払費用	11,172	4,542
差入保証金	4,532	4,755
投資その他の資産合計	15,704	9,297
固定資産合計	19,147	14,417
資産合計	93,307	107,224
負債の部		
流動負債		
預り金	554	339
未払金		2,592
未払費用	18,388	26,930
未払法人税等	689	841
その他	361	1,331
流動負債合計	19,994	32,034
負債合計	19,994	32,034
純資産の部		
株主資本		
資本金	206,750	211,750
資本剰余金		
資本準備金	69,750	74,750
資本剰余金合計	69,750	74,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰延利益剰余金	203,187	211,310
利益剰余金合計	203,187	211,310
株主資本合計	73,312	75,189
純資産合計	73,312	75,189
負債純資産合計	93,307	107,224

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	129,720	187,570
投資助言報酬	42,497	54,352
委託者報酬	4,366	27,142
営業収益合計	176,584	269,066
営業費用		
支払手数料	2,687	25,605
広告宣伝費	1,389	1,025
調査費	128,245	150,537
調査費	11,631	9,366
委託調査費	116,613	141,170
営業雑経費	2,347	3,236
通信費	899	1,210
協会費	1,447	2,025
営業費用合計	134,668	180,405
一般管理費		
給料	42,190	64,725
役員報酬	14,700	15,600
給与手当	27,490	45,462
賞与		3,662
福利厚生費	5,995	7,535
交際費	645	642
旅費交通費	2,076	2,260
租税公課	1,088	1,168
不動産賃借料	7,838	7,776
固定資産減価償却費	939	915
諸経費	9,789	11,566
一般管理費合計	70,566	96,590
営業損失()	28,649	7,928
営業外収益		
受取利息	12	8
為替差益		55
その他	2	33
営業外収益合計	15	96
営業外費用		
デリバティブ取引等損益	3,914	
為替差損	54	
その他	4	1
営業外費用合計	3,973	1
経常損失()	32,608	7,833
税引前当期純損失()	32,608	7,833
法人税、住民税及び事業税	290	290
当期純損失()	32,898	8,123

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	181,750	44,750	44,750	170,288	170,288	56,211	56,211
当期変動額							
新株の発行	25,000	25,000	25,000			50,000	50,000
当期純利益				32,898	32,898	32,898	32,898
当期変動額合計	25,000	25,000	25,000	32,898	32,898	17,102	17,102
当期末残高	206,750	69,750	69,750	203,187	203,187	73,312	73,312

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	206,750	69,750	69,750	203,187	203,187	73,312	73,312
当期変動額							
新株の発行	5,000	5,000	5,000			10,000	10,000
当期純利益				8,123	8,123	8,123	8,123
当期変動額合計	5,000	5,000	5,000	8,123	8,123	1,876	1,876
当期末残高	211,750	74,750	74,750	211,310	211,310	75,189	75,189

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
器具備品	4～10年

(2)無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)長期前払費用

定額法を採用しております。

2．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	293千円	567千円
器具備品	1,458千円	2,037千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	4,580	1,000		5,580

(変更事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加1,000株は、第三者割当増資による新株発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権						
ストック・オプションとしての第2回新株予約権						
ストック・オプションとしての第3回新株予約権						

(注) 第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当なし

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	5,580	200		5,780

（変更事由の概要）

普通株式の発行済株式総数の増加200株は、第三者割当増資による新株発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権						
ストック・オプションとしての第3回新株予約権						
ストック・オプションとしての第4回新株予約権						

（注）第3回及び第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当なし

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資一任契約及び投資助言契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役に於いて報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	35,335	35,335	
(2) 未収運用受託報酬	10,702	10,702	
(3) 未収投資助言報酬	11,132	11,132	
(4) 未収委託者報酬	261	261	
(5) 未収消費税等	4,742	4,742	
(6) 立替金	3,883	3,883	
資産計	66,058	66,058	
(1) 未払費用	(18,388)	(18,388)	
負債計	(18,388)	(18,388)	

(*) 負債に計上されているものは、()で示しています。

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	23,930	23,930	
(2) 未収運用受託報酬	20,368	20,368	
(3) 未収投資助言報酬	11,103	11,103	
(4) 未収委託者報酬	9,694	9,694	
(5) 未収消費税等	11,740	11,740	
(6) 立替金	8,545	8,545	
資産計	85,382	85,382	
(1) 未払費用	(26,930)	(26,930)	
負債計	(26,930)	(26,930)	

(*) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

前事業年度（平成26年3月31日）

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収消費税等、(6) 立替金

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

負債

(1) 未払費用

短期で決済され、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成27年3月31日）

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 未収消費税等、(6)

立替金

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

負債

- (1) 未払費用

短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) 差入保証金	4,532	4,755

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位:千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	35,335			
(2) 未収運用受託報酬	10,702			
(3) 未収投資助言報酬	11,132			
(4) 未収委託者報酬	261			
(5) 未収消費税等	4,742			
(6) 立替金	3,883			
合計	66,058			

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位:千円)

	1年内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	23,930			
(2) 未収運用受託報酬	20,368			
(3) 未収投資助言報酬	11,103			
(4) 未収委託者報酬	9,694			
(5) 未収消費税等	11,740			
(6) 立替金	8,545			
合計	85,382			

（有価証券関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）
期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）
該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	あかつきフィナンシャルグループ株式会社	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 4名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式700株	普通株式240株	普通株式300株
付与日	平成23年3月24日	平成23年6月24日	平成25年7月25日
権利確定条件		(注)	(注)
対象勤務期間		自 平成23年5月31日 至 平成25年6月30日	自 平成25年6月27日 至 平成27年7月31日
権利行使期間	自 平成23年3月25日 至 平成26年3月24日	自 平成25年7月1日 至 平成33年5月31日	自 平成27年8月1日 至 平成35年6月30日

(注)(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

(3)新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末		240	
付与		240	300
失効			
権利確定			
未確定残			300
権利確定後(株)			
前事業年度末	700		
権利確定		240	
権利行使			
失効	700		
未行使残		240	

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価額（円）	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）			

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計 円

当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模、変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	平成23年6月24日	平成25年7月25日	平成26年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 平成23年5月31日 至 平成25年6月30日	自 平成25年6月27日 至 平成27年7月31日	自 平成26年6月27日 至 平成28年7月31日
権利行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成33年5月31日	自 平成27年8月1日 至 平成35年6月30日	自 平成28年8月1日 至 平成36年6月30日

(注)(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

(3)新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末		300	
付与			300
失効			
権利確定			
未確定残		300	300
権利確定後（株）			
前事業年度末	240		
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残	240		

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価額（円）	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）			

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計 円

当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	141千円	178千円
繰越欠損金	71,290	66,964
繰延税金資産小計	71,432	67,142
評価性引当額	71,432	67,142
繰延税金資産合計		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった
主要な内訳

当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更による影響はありません。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

前事業年度（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
6,165	170,419	176,584

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
27,142	241,923	269,066

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	52,286	-
Asia Equity Income Plus Strategy Fund	42,497	-
Asian High Yield Fund	24,439	-
TOKOSHIE Japan Equity LS Fund	19,510	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日至 平成27年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	68,949	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	57,576	-
Asia Equity Income Plus Strategy Fund	46,611	-
Aoba fund Limited Partnership	27,152	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成25年 4 月 1 日至 平成26年 3 月31日）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の主要株主等

	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	日産センチュ リー証券株式 会社	東京都 中央区	1,500,000	証券業	(被所有) 直接17.9	-	第三者割当 増資	50,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の行った第三者割当増資を 1 株当たり50,000円で引き受けたものであります。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4 月 1 日至 平成27年 3 月31日）

1．関連当事者との取引

	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	日産センチュ リー証券株式 会社	東京都 中央区	1,500,000	証券業	(被所有) 直接17.5	-	支払手数料	6,877	未払費用	1,091

取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産	13,138.53円	13,008.63円
1株当たり当期純損失金額	5,966.04円	1,425.65円

（注）1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株あたり当期純損失であるため記載しておりません。

2.1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純損失（千円）	32,898	8,123
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る当期純損失（千円）	32,898	8,123
普通株式の期中平均株式数（株）	5,514	5,698

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

5 【その他】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 5 その他」の内容を更新・訂正します。

<更新後>

(1) 定款の変更

平成27年6月26日付で、定款について次の変更を行いました。

- ・公告の方法の変更（官報に掲載する方法から、電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載）に変更。）
- ・発行可能株式総数の変更（発行可能株式総数を1万株から2万株に変更。）
- ・株主総会の招集権限者及び議長の変更（取締役CEOから取締役社長に変更。）
- ・取締役会の招集権限者及び議長の変更（取締役CEOから取締役社長に変更。）
- ・役付取締役のCEO職の呼称の廃止
- ・平成27年5月1日に施行されました会社法に基づく変更

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2 【その他の関係法人の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」の内容を更新・訂正します。」

<更新後>

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三井住友信託銀行株式会社
- ・資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成27年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リーディング証券株式会社	1,768百万円	
ニュース証券株式会社	877百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

日産センチュリー証券株式会社は、委託会社の株式を17.30%保有しています。

（平成27年6月末現在）

独立監査人の監査報告書

平成27年7月7日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年7月30日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMASAMITSU日本株戦略ファンドの平成26年11月27日から平成27年5月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MASAMITSU日本株戦略ファンドの平成27年5月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年11月27日から平成27年5月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。